

環境副大臣

伊藤 忠彦 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成29年7月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	稲	田	寿	久
鳥	取	県	市	長	深	澤	義	彦
鳥	取	県	市	議	高	田	周	儀
鳥	取	県	町	村	森	安		保
鳥	取	県	町	村	川	上		守

P C B 廃棄物の処理推進について

《提案・要望の内容》

P C B 処理対策は、国の責任において処理先の確保及び財政支援等、必要な措置を講ずること。

- 高濃度 P C B 廃棄物については、掘り起こし調査等で新たな発見も見込まれること。また、本県の属する北九州事業エリアの処理期限は法改正施行から非常に短いことから、北九州事業エリアの処理期限内に処理が困難な場合には他の事業エリアでの処理が可能となるよう対応すること。
- 高濃度 P C B 廃棄物処理に係る中小企業等処理費用軽減制度について、補助対象となる中小企業者の適用範囲を処理費用負担能力の乏しいみなし大企業まで拡充すること。
- 高濃度 P C B 廃棄物に比べ対策が遅れている低濃度 P C B 廃棄物の P O P s 条約期限内の処理に向け、掘り起こし方策の明示や使用状況の届出等、法令上の必要な措置を講ずること。

(1) P C B 含有機器の状況 (※使用中、濃度不明による疑い物を含む)

- 依然として高濃度 P C B 含有機器等が多数残存
- 低濃度 P C B 含有機器等も高濃度と比較して存在量は膨大

P C B 含有機器等の存在量 (※使用中を含む)

	低濃度 P C B 含有機器等	高濃度 P C B 含有機器等
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃電気機器等：4,939台 ・ 汚染物等：3,129個 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変圧器：0台 ・ コンデンサー：96台 ・ 安定器・汚染物等：7,005個
全国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柱上トランス以外の電気機器：約120万台 ・ 柱上トランス：約146万台 ・ O F ケーブル：約1,400km 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型変圧器等：約4.2千台 ・ 大型コンデンサー等：約9.8万台 ・ 安定器：約443万個 ・ 小型変圧器・コンデンサー：約60万個 ・ その他汚染物等：660トン

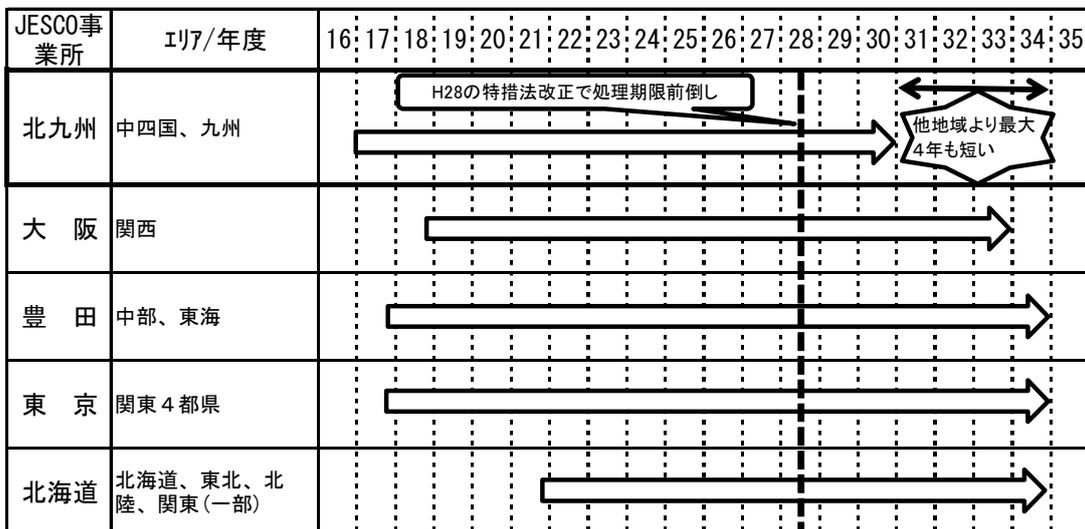
注1) 全国の数字は P C B 廃棄物処理基本計画 (環境省) 等を参考

注2) 鳥取県の汚染物等は2.5kg/個として換算

(2) 処理期限設定の地域間格差

- 本県が属する北九州地区は、他地域に比べてH28年度の P C B 特措法改正施行からの期限が極端に短い。

特措法に基づく高濃度 P C B 廃棄物 (トランス等) の法定処理期限 (特例処分期限) と J E S C O の受入期間



(3) 中小企業等処理費用軽減制度の適用範囲の緩和

- 現在の制度では、大企業者（中小企業者以外の会社）が保有する株式数又は出資額が、当該会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社（みなし大企業者）は、大企業者として補助対象外となっている。
- 一方、みなし大企業の実態は様々であり、必ずしも大企業者から処理費用の支援が受けられるとは限らない。
(大企業者から支援が受けられない例)
 - ・大企業者が株式を保有することとなった経過から、事業統合後も独立した経営責任を負い、多量のPCB廃棄物を保有する中小企業だけで処理費用を負担しなければならない場合
 - ・実質的に中小企業の経営に参画している大企業者の判断により、多額のPCB処理費用を支援せず、中小企業に処理費用を負担させ、中小企業に更なる経営努力を強いる場合
- このような場合、地域を支える中小企業の経営が悪化し、人員削減や最悪の場合には企業破産等につながり、地域経済に多大な影響を与えるおそれがあるだけでなく、企業破産等により最終的なPCB処理責任が全うされないおそれがある。
- みなし大企業についても、個々の企業の財務状況等に応じて、軽減制度の適用可否を判断する制度に改めるべき。

(4) 法令上の措置の状況

○使用状況等の届出

低濃度PCB使用製品や電気工作物については毎年度の使用状況等の届出制度がなく、高濃度機器と同様の計画的な廃棄が義務付けられていないため、該当機器の正確な把握や計画的な廃棄に支障を来すおそれがある。

※H28年度のPCB特措法や電気関係報告規則の改正では、高濃度PCB使用製品や高濃度PCB使用電気工作物のみ毎年度の使用状況の届出制度が新設。

※低濃度PCB使用製品や低濃度PCB使用電気工作物については、法令上の根拠が無く、任意対応となっている。

○掘り起こし方策

平成28年12月に「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第3版）」が示されたが、高濃度PCB含有機器が主な対象であり、高濃度含有機器を超える膨大な量の存在が予想される低濃度含有機器の確実な把握手法が示されていない。期限内の確実な処理のためには、現段階での確実な把握が必須。

(5) 濃度分析費用、処理費用の措置

- 低濃度PCB含有機器は高濃度機器と異なり型番等での判別ができないため、濃度不明機器は内容物の濃度分析が必須となるが、分析費用（数万円/回）の負担が事業者の判別作業を阻害している。
- 処理費用の補助制度は高濃度PCB含有機器のみであり、低濃度PCB含有機器に対しては国の補助制度は未整備。（※鳥取県では県内の低濃度PCB廃棄物の処理を加速させるため、H26年度から中小企業に対して処分経費の一部を助成する制度を創設したが、補助制度はH30年度までの時限措置）

放射性物質を含む不法投棄物の適正処理の実現について

《提案・要望の内容》

○平成25年に鳥取市で発見された発生場所等が不明の放射性物質を含む投棄物を、迅速かつ安全安心に処理できるよう、国が責任をもって、現場の実情を十分に踏まえた具体的なルールづくり（法令やマニュアルの整備）を行うこと。

※特定の放射性物質については、関係法令でその数量や濃度などにより、管理や処理方法等が規定されているが、対象とならない放射性物質等については規定が無く、現状では国民の安全、安心が担保できる状態にはない。

※ルールづくりにあたっては、既存の法律やガイドライン等を基に、処理方法や処理先等について、明確にすること。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条で定義される「廃棄物（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）」における、適用除外される物の放射能レベルを明確化すること。その上で、放射性物質が含まれるために同法の対象外となり、かつその濃度が低いために放射性物質の関係法（原子炉等規制法、放射線障害防止法）の対象外ともなる廃棄物等の取扱い方法や基準等を具体的に規定する法令の整備を急ぐこと。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における放射性物質の適用除外規定の取扱いについて、当該検討の結論が出るまでの「当面の取扱い」が全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議（平成29年6月26日開催）で示されたが、家庭用温泉器等の素性が判った一般消費財の廃棄時の取扱いが示されたもので、本県の事案は依然として処理方策が示されていない。

○放射性物質を含む廃棄物の処理を行うためには貯蔵施設・処理施設及び処理ルート¹の整備が必要となるが、自治体による単独整備は極めて困難であるため、国が責任をもって整備するなど、早期に円滑かつ安全に処理できる仕組みをつくること。

※鳥取市及び県では、国から提供のあった放射性物質を取扱う業者の情報等を参考に、処理先を探求したもの、搬入に至っていない状況。

<参考>現在の保管状況（鳥取市岩倉地内）（※鳥取市が民地を継続借上げし保管）
ペール缶に入れた投棄物と周辺土壌をバツカン3基に収納し、周辺を立入禁止措置。



注）ペール缶：20L容の鋼製缶

バツカン：金属製容器（1m×2m×1m）